

○厚生労働省令第二百十号

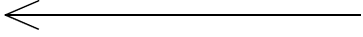
水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第二十条の十五第二項（同法第三十四条の四において準用する場合を含む。）及び第三十九条第四項（同法第四十条第九項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。
様式第十二を次のように改める。



五十二條から第五十三條の二まで又は第五十四條から第五十五條の二までの違反行為をしたときは、各本條の罰金刑を科するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

水道法検査証

第号
年月日
年 月 日
日まで有効

写真

官職又は職名
氏名
生年月日

厚生労働大臣印

備考 この用紙は、A列6番の厚紙を用いて、中央の点線の所から二つ折にすること。

この証明書を携帯する者は、水道法第二十条の十五（同法第三十四条を四に含む。）の規定により立入検査を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

水道法（抄）

第二十条の十五 厚生労働大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があるときは、登録水質検査機関に対し、業務状況に關し必要な報告を求め、又は当該職員の状態に關し、登録水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務状況若しくは検査施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

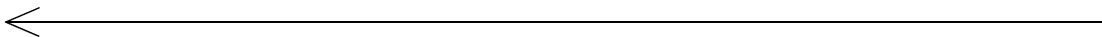
第二十条の四 第二十条の五までの規定は、第三十項の登録について、第二十条の六、第二十条の七から第二十条の九の管理の規定は、第三十項の登録を受けられた者について、第四、第五、第六、第七及び第八の表の上欄に掲げる規定中同表の掲げるる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に替

第二十条の四	略)
第二十条の五	略)
第二十条の六	略)
第二十条の七	略)
第二十条の八	略)
第二十条の九	略)

第五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条の十五第一項（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第五十六条の代表者若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第

様式第十二の三を次のように改める。



附 則

この省令は、公布の日から施行する。